

## 平成17年第6回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成17年9月26日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）  
議案第 78号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 79号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）  
議案第 80号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 81号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 82号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 83号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 84号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第 85号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第 86号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 87号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 88号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 89号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 91号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について  
議案第 92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について  
議案第 93号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
議案第 95号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議について  
議案第 96号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議について  
議案第 97号 大田原自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する変更協議について  
議案第101号 市道路線の認定について  
請願・陳情等について  
(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 認定第 1号 平成16年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成16年度黒磯市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成16年度黒磯市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成16年度黒磯市板室本村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 5号 平成16年度黒磯市板室温泉簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成16年度黒磯市下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成16年度黒磯市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成16年度黒磯市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成16年度黒磯市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成16年度黒磯市新町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成16年度黒磯市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成16年度黒磯市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成16年度西那須野町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成16年度西那須野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 15号 平成16年度西那須野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 16号 平成16年度西那須野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 17号 平成16年度西那須野町赤田霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 18号 平成16年度西那須野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 19号 平成16年度西那須野町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 20号 平成16年度西那須野町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 21号 平成16年度塩原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 22号 平成16年度塩原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 23号 平成16年度塩原町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 24号 平成16年度塩原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 25号 平成16年度塩原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 26号 平成16年度塩原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 27号 平成16年度塩原町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 28号 平成16年度塩原町町営有償バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 29号 平成16年度塩原町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 30号 平成16年度塩原町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 31号 平成16年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 32号 平成16年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 33号 平成16年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 34号 平成16年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 35号 平成16年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 36号 平成16年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 37号 平成16年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 38号 平成16年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 39号 平成16年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 40号 平成16年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 41号 平成16年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 42号 平成16年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 43号 平成16年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 44号 平成16年度那須塩原市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 45号 平成16年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 46号 平成16年度那須塩原市西那須野水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 47号 平成16年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

(決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 議員の派遣について

(採決)

追加(第1号)

- 日程第 1 発議第 23号 国会等移転に関する特別委員会の設置について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 発議第 24号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第 24号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 4 報告第 25号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 5 議案第106号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第107号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)

追加(第2号)

- 日程第 1 発議第 25号 国会等移転に関する特別委員会委員の選任について  
(選任)
- 日程第 2 議報第 8号 国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委員長の報告について  
(報告)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 長  
西那須野  
支所 長

織 田 哲 徳 君  
田 口 勇 君

農業委員会 長  
農事 事務局 長  
八 木 源 一 君

塩原支所 長  
櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長 渡 部 義 美 議事課 長 石 井 博

議事調査係 長 斉 藤 兼 次 議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福 田 博 昭 議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は32名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第77号～議案第93号、  
議案第95号～議案第97号、  
議案第101号及び請願・陳情  
の各常任委員長報告、質疑、討  
論、採決

- 議長（高久武男君） 日程第1、議案第77号から議案第93号まで及び議案第95号から議案第97号まで、並びに議案第101号の21件及び請願・陳情については、関係常任委員会に付託してあります。  
各常任委員長は一括して審議の結果を報告願います。  
初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。  
24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

- 総務教育常任委員長（植木弘行君） おはようございます。  
総務教育常任委員会のご報告を申し上げます。  
平成17年第6回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件2件、条例案件3件、請願1件、陳情1件の計7件であ

ります。

これを審査するため、9月12日、13日とも午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもとに、所管の部長、局長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、審査の経過と結果であります。

それでは、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）についてを申し上げます。

まず、企画情報課ですが、歳出の主なものとしては、元気なまちづくり基金事業で、西那須野地区限定のコミュニティー、子供会、自治会等への助成です。

質疑に入り、委員より、元気なまちづくり基金を残した理由と車座談議で事業を行うときにこの基金の使用は可能かとの問いに対し、西那須野町では自治振興と地域福祉の向上という目的で基金を設置、増資してきた。議論はあったが、当面の間、特定財源として地域限定で事業を行うことになった。また、車座談議への使用については、まちづくり事業と車座談議の中から行う事業は同じようなものなので、十分可能だと思うと答弁がありました。

次に、総務課について申し上げます。

歳出の主なものは、職員の作業服、防寒着の購入です。

次に、財政課ですが、主なものとしては減債基金管理費で、将来の交付税額の減額に備え、基金として積み立てるものです。

次に、契約検査課について申し上げます。

主なものとしては、技術職員の研修のための経費です。

次に、財政課について申し上げます。

固定資産税、市民税の前納報奨金が不足するための補正です。

次に、教育総務課について申し上げます。

主なものとしては、西那須野学校給食共同調理場改築事業で、6,197.63㎡の用地購入、伐根、整地工事です。

質疑に入り、委員より、食物アレルギーの子供が多いことが問題になっているが対応はとの問いに対し、厨房機器の選定にあわせ、食物アレルギーの対応面についても現在検討しているが、調理場での対応は難しいものがあると、答弁がありました。

また、三島中の夜間警備強化について具体的なとの質問があり、校舎内への侵入に対するセンサーは設置されていたが、ガラスを割られる事例があったため、割れたことを感知するセンサーを増設すると答弁がありました。

続いて、討論に入り、委員より、学校給食センターは自校式に変える機会を逃したと言え、残念である。堆肥センターに生ごみを提供することを考えており、地産地消という考え方で、その堆肥を使って生産された野菜を給食に利用する考えがあるようだが、量が確保されないと大規模な調理場では使えず、せっかくの食の教育のチャンスを逃してしまうことから、共同調理場の部分については賛成できないと、討論がありました。

続いて、学校教育課について申し上げます。

歳出の主なものは学校安全推進費で、スクールガードリーダーの配置、東原小をモデル校にして、地域ぐるみで学校安全に関する実践的取り組みを研究するものです。

また、中学校教育推進費で、塩原中学校、箒根中学校、両校でエネルギー問題についての指導方法や単元開発の研究を行う等の費用です。

次に、生涯学習課について申し上げます。

歳出の主なものは文化財保護事業で、那須疏水旧取り入れ口等の国文化財指定に向けた測量委託

と博物館教育普及事業の新市記念展に国立博物館から重要文化財の資料を借りることによる、展示に当たっての警備等の費用です。

次に、スポーツ振興課について申し上げます。

歳出の主なものは、職員の育児休暇中の臨時職員の雇用経費と激励費等です。

次に、選挙管理委員会事務局について申し上げます。

歳出は、市会議員選挙費と農業委員会委員選挙費の減額です。

以上、10課局にわたる案件の委員会採決では、教育委員会のところで原案に反対する委員がありましたので、議案第77号は、賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第87号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを申し上げます。

今回の補正は、16年度決算に伴う繰越金の整理を行うものです。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第91号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてを申し上げます。

指定管理者制度導入に伴い、その施設に関する行政情報、個人情報の取り扱いについて、指定管理者の義務など必要な事項を定める一部改正であります。

討論では、委員より、情報公開条例の改正では、第14条を指定管理者同様の規定にすべきだと思う。また、非公開情報から除外する形をとったほうがよりよかったと思う。同様に、個人情報保護条例の改正でも、出資法人に義務づけるべきであると原案に反対する討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第92号 那須塩原市公の施設におけ

る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について申し上げます。

那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の2条例を改正するものです。

委員より、個人情報保護の取り扱いについて、マニュアル的なものをつくり、指定管理者に配る考えはあるのかとの質問があり、管理のマニュアルをつくる予定なので、その中に情報保護の関係を入れていきたいと答弁がありました。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第93号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

条例上の「監獄」という表現を「刑事施設」に改める一部改正であり、全員異議なく承認いたしました。

次に、請願第1号 中学校用歴史教科書採択等に関する請願についてを申し上げます。

本案については、那須塩原市としては既に歴史教科書の選定作業が終了しており、現時点では、この請願を採択とする理由がなくなったと言えるので、全会一致により不採択とすることに決定いたしました。

最後に、陳情第9号 那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理施設建設についての陳情についてを申し上げます。

委員の意見としては、ごみは自治体が自区内処理をするということが原則と考えている。しかし、勉強会で広域等の話を聞き、広域に任せたいほうがよいものができるのではないかと感じたという意見や、この事業は既に大分進んでいる。採択して市単独で間に合うのか等の意見がありました。また、異なった意見としては、陳情内容はごもつともという意見もありました。

採決では、陳情内容に賛成する委員もおりましたが、反対する委員が多数を占めたので、委員会としては不採択とすることに決しました。

以上が本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

朗読に訂正があります。訂正が1か所ございます。

議案第77号で、税務課というところを財政課と申ししまいました。税務課と訂正願います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。

27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

当委員会では、去る9月12日、13日の2日間、午前10時から第4委員会室において、執行部から部長、調整班長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

平成17年第6回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件1件、その他の案件1件及び陳情1件の8件であります。

まず、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）についての審査結果について申し上げます。

市民福祉部について申し上げます。

福祉担当の主なものは、保育園管理費の保育園運営費5,736万6,000円で、西那須野地区保育園の



自園調理を実施するため、改修費、備品購入費等  
であります。

質疑では、保育園の自園調理のための工事及び  
調理員の補充の質疑に対して、工事関係について、  
なるべく子供たちに迷惑がかからないようにした  
い。また、新たな調理員の配置については、市全  
体で考えたいなどの答弁がありました。

保健担当の主なものは、保健衛生総務費の保健  
衛生事務推進費1,056万3,000円で、休日急患の二  
次救急医療の病院を那須地区の病院が輪番で行う  
ための負担金であります。

質疑では、保健センター管理運営事業のゆっく  
りセンターの管理運営委託の質疑に対して、シル  
バー人材センター1名で窓口業務をお願いするな  
どの答弁がありました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、交通対策費の市営  
バス路線運行計画費8,093万6,000円で、市営バス  
路線運行計画策定業務委託料であります。

質疑では、市営バス路線運行計画策定について  
の質疑に対して、計数的な乗降客数などいろい  
ろなデータを取りそろえて、2か年で策定するとの  
答弁がありました。

以上の質疑内容等が出されました。

議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第3号）については、全員異議なく承認  
されました。

次に、議案第78号 平成17年度那須塩原市国民  
健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第  
79号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補  
正予算（第1号）並びに議案第80号 平成17年度  
那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
についての3補正予算は、平成16年度決算に伴う  
繰越金、繰出金などの確定によるものであり、い  
ずれも全員異議なく承認されました。

次に、議案第89号 平成17年度那須塩原市墓地  
事業特別会計補正予算（第1号）についての審査  
結果について申し上げます。

今回の補正予算は、平成16年度決算に伴う繰越  
金の整理を行うものであります。

質疑では、墓地の区画数及び拡張計画について  
の質疑に対して、塩原地区では84区画で残り58区  
画、また造成の計画は現在のところないとの回答  
がありました。西那須野地区では917区画で、残  
り37区画、また、この拡張については昨年度  
5,000㎡ほど墓地用地を取得し、平成18年度に400  
区画ほど造成する予定との回答がありました。

以上の質疑の内容等が出されました。

議案第89号 平成17年度那須塩原市墓地事業特  
別会計補正予算（第1号）については、全員異議  
なく承認されました。

次に、議案第92号 那須塩原市公の施設におけ  
る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等  
についての審査結果について申し上げます。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入す  
る施設について、条例を改正するものであります。

福祉担当では、那須塩原市シニアセンター条例  
の一部改正であります。

討論の中で、老人の健康維持なども含めて、健  
康管理のためにグランドゴルフ場の使用料は無料  
で行うべきであるとの反対討論、公の場における  
使用料は公平が原則であり、料金は取るのが建前  
であるとの賛成討論もありました。

本件について採決の結果、賛成多数（5人）で  
承認されました。

また、生活環境担当では、那須塩原市営停車場  
条例の一部改正、那須塩原市営自転車駐車場条  
例の一部改正であります。

本件については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第97号 大田原市自家用有償バスの

那須塩原市区域内運行に関する変更協議についての審査結果について申し上げます。

大田原市から、10月1日の湯津上村、黒羽町との市町村合併に伴い、地域住民の利便性向上のため、現在西那須野駅東口に乗り入れている大田原市内循環線に加え、黒羽線及び湯津上線の路線運行について協議があり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

質疑では、東野バスとの協議はなされたか。また、馬頭町、小川町への赤字路線についての質疑に対して、乗降所の増設などについて協議をなされている。バス運行補助については3路線合わせて関係市町村で260万6,000円でありますとの答弁がありました。

また、市としての総合的な計画、バス路線の見直しの質問に対して、コンサルタント委託を考慮しており、2か年で生活路線バスを中心とした運行計画を立てていきたいとの回答がありました。

また、旧黒磯市と黒羽町の協議書の変更についての質疑に対しては、早急に黒羽町と協議をしてまいりたいとの答弁がありました。

以上の質疑内容等が出されました。

議案第97号 大田原市自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する変更協議については、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第7号 コミュニティ・バス（福祉バス）の設置・運行に関する陳情書についての審査結果について申し上げます。

本陳情は、6月定例会からの継続案件であります。

質疑では、アグリパル、塩原カントリーへのバスの本数の質疑に対して、ゴルフ場、アグリパルを經由して高林方面から那須塩原駅へ行くものは1日1本、アグリパルから400号を經由して那須塩原駅、西那須野駅に行くものが1時間に1本の

割合で運行されているとの答弁でありました。

意見では、このコースでは、途中で用事をして戻る場合には、次のバスが来るのを待っていなければならない。運行本数を多くしなければ、目的は達せられないのではないか。

執行部からは、今回の補正予算で初めてこのバス路線の運行計画を検討していくということであり、基本的な考え方は、バス交通の状況把握をし、バス交通等に対する住民ニーズの調査、バス交通の問題・課題の整理などの調査も進めていく考えであり、これから具体的に進めてまいりたいとの答弁もありました。

また、討論で、市としてバス路線の運行計画策定業務について、今定例会の中で補正を組まれ、総合的なバス運行路線の見直しがなされる。市が策定業務に入ることから見ると、委員会としては不採択として取り下げておくべきとの討論がありました。

以上の質疑、意見、討論が出され、その採決の結果、賛成多数の不採択（5人）と決定をいたしました。

以上が、福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

平成17年第6回那須塩原市議会定例会における本委員会に付託された案件は、補正予算案4件、

条例案1件の計5件であります。

これらを審査するために、9月12、13の両日、第3委員会室において、委員全員出席のもと、部長、調整班長、課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

また、9月14日は市内の関係所管の現地視察を行い、東部地区浄化センター、（仮称）塩原温泉公園、（仮称）塩原堆肥センター、井口工業団地などの視察を行いました。

それでは、審査の経過と結果を申し上げます。

初めに、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）の農務課所管について申し上げます。

歳出の主なものは、6款1項6目畜産業費の畜産振興対策事業の八郎ヶ原牧場関係の委託料735万3,000円の減額。家畜排せつ物利活用施設整備事業1億7,611万円は、新規事業であり、4組合に補助をし、耕種農家との連携を図り、循環型社会を目指す事業であります。

6款2項1目の鳥獣保護管理事業では、今年はクマが大変多く、現在5頭の捕獲を行い、今後3回の捕獲を計画しています。

委員からは、家畜排せつ物利活用施設整備事業の事業名の変更が行われた点についての質問があり、国の三位一体の改革の絡みで国は補助金を縮小・廃止し、交付金事業として地方で使いやすいように再編されており、これに伴って事業が著しく変更になっているとの説明がありました。

また、八郎ヶ原牧場の管理運営の質問があり、指定管理者制度を導入して行いたいのが、新規の場合は導入できないため、平成17年度については、報告期間の4月から10月までは今まで所有していた箒根酪農協同組合に育成事業をやっていただき、平成18年度については条例を整備し、指定管理者制度を導入することになるとの説明がありました。

次に、商工観光課所管について申し上げます。

主な歳出は、7款1項2目観光振興推進費の補助金225万円は、ハンターマウンテンとタイアップし、キャンペーン、PR、また、シャトルバス運行などの補助を行うものであります。

1項4目の塩原地区観光施設整備事業の修繕料は、もみじ谷大吊橋高欄のボルト500本の取りかえであり、からくり時計システム改良業務委託料は、AVシステムからDVDシステムに変えるものであります。

また、地域再生事業、公有財産購入費は、（仮称）塩原温泉公園敷地の中の青地710.31㎡を財務局から購入するものであります。

委員からは、（仮称）塩原温泉公園用地の青地の購入が今になった理由についての質問があり、財務局との調整を長い期間実施してきたが、隣接者の100%の同意が必要になるため、その同意を得るのに6月までかかってしまったという事情があったとの説明がありました。

議案第77号の農務課、商工観光課所管については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第85号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は歳入のみの補正で、1款分担金及び負担金の受益者分担金では、東部地区の前年度賦課徴収分が当初見込みよりも上回ったことなどで1,313万1,000円を減額し、4款繰越金で前年度繰越金3,383万1,000円を増額する一方、3款繰入金では一般会計繰入金2,070万を減額するものであり、今回の補正による増減はありません。

委員からは、平成17年度の予算編成時に分担金の見込み額が予知できなかったのかとの質問があり、東部地区は平成16年4月より供用開始となっており、南赤田地区を参考に加入戸数すべての分

担金約1億円のうち50%を平成16年度で見て、さらに20%を平成17年度の当初で見込んでいたが、結果的に平成16年度出納閉鎖までに約84%の収入があったため、今回の補正となったとの説明がありました。

議案第85号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第88号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入では、1款1項1目分担金及び負担金は、鹿股2号源泉の修理に伴い、覚書に基づいた分担金6件分の188万1,000円と、2款1項1目温泉使用料では、現年度分の5口分であり、おおむね11月に完成するとのことで、11月3日までの使用料105万円であります。同じく2目温泉特別使用料は、水道の加入金と類似した権利金のようなもので、2件分の283万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款1項1目の一般事務費の温泉事業施設整備基金と、2項施設管理費の支出であります。

議案第88号は、全員異議なく承認いたしました。

最後に、議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備について、商工観光課所管について申し上げます。

板室温泉自然遊学センター、奥塩原オートキャンプ場、塩原温泉天皇の間記念公園、それぞれの条例の一部改正を行うものであります。3施設に共通するものは、開館時間及び休館日に関するものであります。

委員からは、それぞれの施設の利用者の状況、また、指定管理者が決まり、開館時間等の見直しの要望があった場合の対応等の質問がありました。

遊学センターの平成16年度の入館者数は、子供580人、大人6,029人。奥塩原オートキャンプ場の

平成16年度の実績は、2,023名。天皇の間記念公園の平成16年度の入場者数は2万3,060人との説明がありました。

また、開館時間等の見直し等については、要望があれば、その時点で条例改正等を考えていかなければならないと思うとの説明がありました。

議案第92号についても、全員異議なく承認いたしました。

すみません。先ほどの議案第85号の最後の補正予算の後ですが、第3号と言ったそうですが、これは第2号の誤りですので、訂正をお願いいたします。

以上が本委員会に付託された案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年第6回那須塩原市議会定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、予算案件7件、条例案件1件、その他の案件4件、請願1件、公的機関からの要望1件であります。

これらを審査するため、9月12、13日、午前10時より第2委員会室において、委員出席のもと、所管部長初め担当職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。なお、12日には午前9時より請願の現地調査を行っております。以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、都市計画担当について申し上げます。

歳入の主なものは、西那須野地区3・4・2中央通り道路改良事業に伴う費用を基金繰り入れをするものと、起債の組み替えによるものである旨説明がありました。

那珂川河畔公園周辺整備事業と烏ヶ森リフレッシュ事業が合併特例債にならないのかの質疑に対しまして、合併特例債は合併してからの新規事業として始めるものが該当し、従前から引き続き行っている事業については該当しないとの説明でありました。

また、市営烏ヶ森住宅の解体工事について、退去者が建物を順次取り壊しているのか、また、今後はどのような構想があるのかの質疑に対し、西那須野地区では一番古い住宅で、退去をしたらすぐに取り壊すということです。将来構想は、旧西那須野町時代に住宅マスタープランが策定されており、地形的に細長い土地なので新しい住宅を建設するには向かないため、他団地と統合する計画であったと。那須塩原市としては、今後さらに検討をしていきたいということです。

次に、道路担当について申し上げます。

主な内容は、交付金事業への組み替えと、除雪事業の計上です。

市単独道路整備事業の土地購入単価は、また、金額の違いはという質疑に対し、平米当たり市道関谷・横林線が2万7,100円、市道松浦町・稲村線が2万8,700円、東那須野・高林線が8,000円から9,000円であり、これらは地目、土地の評価や道路環境によるものである旨の説明がありました。

また、除雪対策事業はこれからのものなのかの質疑に対し、当初で予算づけができなかったため、12月早目の雪が降った場合の対応のため、9月で

予算づけをしたとのことです。

次に、区画整理担当について申し上げます。

合併特例債と組み替えによるものと、額の確定による旨の説明があり、合併特例債を減額しているが、財源はどのようにするのかの質疑に対し、都市計画債に組み替えを行っているとのこと。

次に、下水道担当について申し上げます。

主なものは、浄化槽設置事業の増と、下水道特別会計繰出金の減額である旨説明があり、浄化槽の設置は地区別についてどうなのかの質疑に対し、黒磯地区50基、西那須野地区7基、塩原地区5基であるとのこと。

議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第81号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第82号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第83号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、消費税の還付による諸収入の増によるもので、繰入金を減額するものであり、また、歳出では漏水修理のため修繕費の増額をする旨説明がありました。

消費税の還付について質疑があり、支払い消費税と受け取り消費税の差額が還付となる旨説明がありました。

議案第83号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第84号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして

は、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第86号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、補正の主なものは、市道幹I-1号線の道路改築にあわせて配水管の布設がえを行うための補正である旨説明があり、議案第90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備等につきましては、これは都市公園条例の一部改正ですが、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第95号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第96号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議につきましては、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第101号 市道路線の認定につきましては、10路線中5路線が（仮称）黒磯インターチェンジ周辺道路整備に伴うものであり、1路線は3・4・1本郷通りの整備に伴うものであり、ほかは市道要綱に基づく開発道路である旨説明がありました。

全員異議なく承認をいたしました。

次に、道路整備に関する請願につきましては、市道106号熊久保・芦ノ又線に関するものであり、委員より、地権者の同意も得ており、未整理部分が狭く、危険と思われる等の意見があり、全員異議なく採択することになりました。

次に、公的機関からの要望で、道路整備財源の

確保に関する取り組みについては、道路整備については、市政懇談会等で非常に要望が多い事項であり、今後、道路整備をしていくためには、財源が必要だということを国に要望していかなければならないと思うという意見が出され、全員異議なく採択することになりました。

以上が当委員会における案件等について……大変失礼しました。訂正箇所が1か所ございます。

議案第84号のところ、補正番号を第1号と申しましたが、第3号の誤りでありますので、ご訂正を願います。

以上が当委員会における案件等についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 総務教育委員長に質問したいと思います。

第2期ごみ処理施設建設について陳情書の内容についてでございます。

地方自治の第一の仕事は、ご存じのとおり、地域住民の福祉や安全、健康を守ることです。それらは、都道府県、市町村の事務であり、多岐にわたっております。そのため、1自治体より複数の自治体がまとまったほうが効率的にふさわしい事務主体として広域事務組合が設置されております。組合の意義、性質は、2つ以上の地方公共団体がその事務を共同して処理するため設立する複合的な地方公共団体であります。これが、市民生活、サービス内容に効果的、効率的に供給でき

るからであります。もちろん、組合は規約に拘束されますが、組合で共同処理される事務は、関係地方公共団体の権能から除かれます。那須塩原市の権利、能力、資格は、及びません。このため、組合には住民によるコントロールが十分に及ばない仕組みになっております。組合関係の参考諸資料では、関係団体として迅速、的確な意思決定を行うことができないなど、事業実施に支障を生じる場合が見受けられると指摘されております。

○議長（高久武男君） 玉野議員に申し上げます。

質疑でありますので、要点を絞って、討論ではないので質疑ということでお受けしておりますので、その辺、要点を絞ってお願いしたいと思ます。

○14番（玉野 宏君） 5点、質疑します。

ちょっとこれを。これは日刊建設新聞という、宇都宮の総局で出ておりますが、9月26日なんです、ここにグリーンステージ那須塩原という形で報道されておりますが、議員の皆さんはどのぐらいご存じなんでございましょうか。

○議長（高久武男君） 再度申し上げます。

委員長への質疑ということでお受けしております。

その辺、要点を絞って質疑をお願いしたいと思います。討論は討論として、後でお受けしますので。

○14番（玉野 宏君） では、2点目です。

那須地域広域行政組合の規約と本第2期ごみ処理施設の設置について、法的根拠の不備、疑義を感じるものですが、整合性などについてどのように議論されましたか。

3点目です。

広域行政について、組合を否定するものではありません。必要性は十分認めておりますが、今般第2期事務事業については、財政負担は当那須塩原

市で、権限と執行は那須塩原市を離れ、すべて組合に任されております。このため、市民、住民による民主的運営の監視の強化が大きな課題となっております。

ここで、住民の声が組合議会に十分反映できていないのではないかと思います、この点、組合関係についての議論はありましたでしょうか。お聞きしたいと思います。

4点目です。

今年1月1日に合併した意義は、広域化対応、財政的負担の軽減、行政執行の効率化など主たることでありますが、委員会は、那須塩原市の前3項をややもすると放棄するというように思われますが、どのような議論がありましたでしょうか。

最後の5点目です。

第1期の広域グリーンセンター大田原は、平成15年3月に竣工、運営されております。同じ目標の施設として、大田原市グリーンセンターの始動は十分に参考になったと思いますが、その辺の経過等についてどのような議論がありましたか、聞かせていただきたいと思ます。

○議長（高久武男君） 総務常任委員長、答弁願います。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） ちょっと質問を確認したいんですが、1点、組合の規約の不備、整合性についてということですよ。

それから2点目、負担は当市で、運営は広域で、この結果、住民の意見が反映されている意見があったのかどうか。

それから、3点目がちょっとよく聞き取れなかったんですが、これをもう一度ちょっと言っていただけますか。

それから4点目、大田原グリーンセンターの議論が十分されたのかと、こういうことでよろしいんですか。

3点目については、ちょっと後で、先にちょっとお聞きしたいんですが、4点言われたような気がするんですが、何か漏れがあるでしょうか。

○議長（高久武男君） 3点目についてお聞きしたいということですね。

玉野議員、再度。

5点申し上げたところの内容の中の3点目について、常任委員長からの内容が把握できないということで、再度……。

〔発言する人あり〕

○議長（高久武男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務常任委員長、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） ただいまの玉野議員の質問にお答えいたします。

1点目の新聞のチラシの件でございますが、これは、当委員会の私の報告あるいは委員会の中にはなかったことございますので、何とも答弁できません。

2点目について、組合規約不備、整合性、これについては十分協議があったのか、こういうことでございますが、この点に関しても、委員会においてはそのような質疑はございませんでした。

3点目、負担は当市で、運営は広域で、これで住民の意見は反映されるのか、されないのか、そういった意見はあったのか。こういった意見も、当委員会のほうではとりあえず具体的にはありませんでした。

それから4点目、当市で実施する組合関係の議論はされたのか。これについても特に議論という議論はされておられません。

それから、大田原グリーンセンターについての議論あるいは内容について。このことについては、事前に広域の議員として委員会とは別でございますが、広域の議員として4名那須塩原市から出ております。その広域の議員が視察等で大田原グリーンセンター、こういったことを十分内容見ておるとお思います。その4名も総務委員の中におりますので、そういった視察とか勉強会、十分内容を踏まえて、今回の判断をしたものと思っております。とりあえず、大田原グリーンセンターについては、そういう前提のもとに、頭の中にそれぞれの4名の議員は入っておると。しかし、実際の委員会では、そのような論議はなかったと、こういうことでございます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 5点目の大田原の件なんですが、盛んに今メンテナンスでたくさんお金がかかるという声が聞こえています。その辺もう一度、十分された、されないということですけども、ちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○議長（高久武男君） 総務常任委員長。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） そのような内容については、委員会の中では今回議論はありませんでした。

以上です。

○議長（高久武男君） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に



基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）から議案第90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第1号）までの14件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第77号から議案第90号までの14件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告どおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第90号までの14件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、議案第91号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について、反対討論いたします。

今回、指定管理者制度導入に向けて、関係する情報公開条例と個人情報保護条例の改正をするとの提案です。

改正される情報公開条例も個人情報保護条例も、旧黒磯市の条例であったものを那須塩原市の条例としました。そのため、これらの条例は、黒磯市の条例であったときの問題を那須塩原市となってもそのまま引き継いでおります。特に情報公開条例の問題は、行政文書の開示を請求する権利が市民にあり、行政は市民に説明する責任があることを明示していない、出資法人等が条例の対象になっていない、また、請求の権利で公開できる人を

何人ともせずに制限しているなどです。ですから、住民に使いにくい条例、公開度の低い条例となっております。

今回の改正は、指定管理者制度導入に伴い、その問題の一つであった出資法人等が条例の対象になっていないことを改め、出資法人を条例の対象とし、指定管理者も加える提案です。

しかし、条文を見ますと、指定管理者においては公の施設に関する情報の公開は努力義務です。出資法人にあつては、要請するだけ、個人情報保護に関しても同様です。

今回の改正で、情報公開条例と個人情報保護条例の対象になっていなかった出資法人に対しては、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとしたのですが、本来は、出資法人は実施機関に加えるよう改正すべきです。その上で、出資法人及び指定管理者を非公開条例から除外することです。そうすれば、権利競争の地位、その他正当な利害を害するおそれがあるものに該当するとの理由で非公開情報となることを防げます。

このことで、住民監視や透明性の向上を図り、市民の権利、利益を保護するといった姿勢を明確にできます。特に民間事業者が指定管理者になった場合、その経営状況の悪化による利用者への影響が大きいことを考えて、公の施設の管理運営を確保するためにも、当該民間事業者本体の経営状況まで把握する必要があります。つまり、民間事業者本体の経営状況に関する情報が必要不可欠になります。住民にとって、情報公開制度によるチェックは極めて重要になります。それなのに、提案されました条例の一部改正は、指定管理者制度の導入に向けての改正としては不十分です。

以上の理由から、提案の議案第91号 那須塩原市情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正には反対いたします。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第91号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、議案第91号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について、議案第93号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第95号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議についてから議案第97号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する変更協議についてまで、並びに議案第101号 市道路線の認定についての6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第92号、議案第93号及び議案第95号から議案第97号まで並びに議案第101号の6件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号、議案第93号及び議案第95号から議案第97号まで並びに議案第101号の6件については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、請願第1号について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、請願第1号 中学校用歴史教科書採択等に関する請願に対する反対討論をいたします。

この請願は、既に教科書が採択された9月議会では意味をなさない請願となっています。6月議会で継続審査となったことは、7月には扶桑社でない教科書が採択されましたので、その時点で、この請願は実質不採択となったことを意味しています。県内では、6月議会で議会が審議するには値しないとの判断で議長預かりとなった議会もあります。議会が介入すべきでないとならなくなった議会もあります。しかし、那須塩原市議会では、常任委員会に今回再度付託されましたから、私としては、この請願に対して意見を述べさせていただきます。

この請願は、日本の侵略戦争を正当化する扶桑社の教科書が使われることを心配した市民に非があるかのように問題をすりかえ、巧妙な言い回しで議会が教育委員会に介入するよう求めた請願でした。4年前の教科書採択時には、市町村では扶桑社の教科書が採択されなかったことから、今回は、県内では船田元、森山眞弓両衆議院議員などの国会議員を初め地方議会の議員を動員し、扶桑社の「新しい教科書」採択に向けて、市町村の教育行政への政治的介入を図ってきました。

私は、この請願の勧める扶桑社の「新しい教科書」を読んでみました。読んで驚いたのは、扶桑社の教科書は、歴史を歪曲し、戦争を美化していることです。具体的記述では、「日本の将兵は敢闘精神を発揮してよく戦った。」「この日本の緒戦の勝利は、東南アジアやインドの多くの人々に独立への夢と勇気を育んだ。」とありました。日本の侵略戦争を正当化しています。よく戦ったと表現しているのは、この教科書だけです。朝鮮を

植民地化し、中国、アジアへの侵略を拡大し、殺りくを行った戦争が、アジアの人々に夢と希望をはぐくんだとどうして言えるのでしょうか。こんなひとりよがりの考えは、アジアの国々との友好の弊害になるだけです。

私は、この教科書の内容にも驚いたのですが、隣の大田原市で、全国の市町村で初めて扶桑社の教科書を採択したことに衝撃を受けました。大田原市は、隣接する市町村のことだけに、他人事ではいられません。大田原では、現場の先生が調査員として扶桑社の教科書を選定しています。その調査員である先生が扶桑社の教科書と同じ主張で教えるのかと思うと、恐ろしくなります。黒羽や湯津上の所属する那須採択地区協議会では、扶桑社の教科書と違った教科書を選定しました。でも、両町村は、大田原市に10月に編入合併します。来年度からは扶桑社の教科書を使うことになります。これでは合併をやめなくなる人が出るでしょう。那須塩原市の中には、7か市町村合併とならなくてよかったと思った人もいるでしょうが、隣接する市町村のことですから、他人事でなく心配している人も実際におります。

戦争を美化するような教科書が採択されるような国に、いつの間になってしまったのでしょうか。今回の総選挙で、小泉内閣は3分の2の勢力を確保しました。小泉首相は、タカ派の中でも極右の考え方を持っています。憲法改正に弾みがつきそうで怖い時代となりました。戦争への道を歩み始めるとき、初めに教育を変えます。それは、さきの大戦でもそうでした。だから、私は、この扶桑社の教科書は戦争への反省を払拭する役割を持つものであると思います。二度と戦場に子供たちを送り出さないことを誓った先生方の思いが、今の教育の中に薄れてきたのでしょうか。

大田原市と違い、幸い那須塩原市の教育委員会

は良識ある判断をしました。議会の出る幕ではありませんでした。それでいいのです。でも、請願が再度付託されましたので、戦争への道を二度と歩ませないためにも、あえて今回討論いたしました。

以上述べまして、明らかに扶桑社の教科書を採択させるため、教育委員会に介入するよう要請する中学校用歴史教科書採択に関する請願に反対です。

○議長（高久武男君） 他に討論者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号については、総務教育常任委員長の報告のとおり不採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については総務教育常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第2号については、討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

請願第2号については、建設水道常任委員長の報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号については建設水道常任委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第7号については、討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第7号については、福祉環境常任委員長報告のとおり不採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については福祉環境常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、陳情第9号については、討論通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第9号については、総務教育常任委員長の報告のとおり不採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号については総務教育常任委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、要望第1号については、討論通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

要望第1号については、建設水道常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「反対」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 要望第1号について採決いたします。

異議のない方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 要望第1号については賛成多数と認め、よって、第1号について建設水道常任委員長報告のとおり採択と決しました。

—————◇—————

◎認定第1号～認定第48号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、認定第1

号 平成16年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの48件について、決算特別委員会に付託してありますので、よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

24番、植木弘行君。

〔決算審査特別委員長 植木弘行君登壇〕

○決算審査特別委員長（植木弘行君） それでは決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました認定第1号の黒磯市一般会計歳入歳出決算から認定第48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算までの平成16年度決算48件について、慎重に審査した結果をご報告いたします。

審査の実施期日は、9月12日、13日の2日間で、第1分科会は総務教育関連を第1委員会室において、第2分科会は福祉環境関連を第4委員会室において、第3分科会は産業観光関連を第3委員会室において、第4分科会は建設水道関連を第2委員会室において、それぞれ審査いたしました。

審査の方法ですが、特別委員会の審査に当たっては、本定例会に提出された各会計の決算書、市政報告書及び監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算は適正かつ効率的に執行されているか、計数は適正か、また、財産の管理、行政効果はどうかなどを基本に審査を行いました。

なお、説明には、分科会ごとに所管の部長、局長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その審査の結果であります。各会計の歳入歳出は、いずれも適正に処理され、予算執行に当たっては、議会の議決に基づき適正かつ効率的に執行され、財産の管理及び基金の管理運用等につい

でも良好に執行されており、いずれも妥当であると認められ、48件すべてを認定することで承認されました。

最後に、分科会審査の中であった意見、要望等について報告いたします。なお、意見、要望はすべて一般会計決算についてであります。

初めに、第1分科会では3つの要望がありました。

まず、企画情報課所管で、よい取り組みをしている施策は全町に広げていくということが合併のメリットなので、特定の地域だけに残すということではなく、基金事業のあり方を今後検討してもらいたい。経過措置的な実施ということも理解するが、余り長く続くと一体感が持てないまちづくりとなるので、注意しながら運営して欲しいという要望。

学校教育課所管では、中学生海外派遣事業で、自己の負担が2割あるので、就学援助を受けている生徒などが負担のことを考えて最初からあきらめてしまっているとも限らない。家庭の状況に関係なく、すべての子供に機会を与えるという意味で、残り2割の助成も考えてもらいたいという要望。

会計課所管で、決算書と市政報告書を見やすくするために、書式を黒磯の決算書のようにすべてのページに何款、何款と入れてもらいたいという要望がそれぞれありました。

次に、第2分科会では4つの意見、要望がありました。

まず、福祉担当所管で、旧黒磯市の敬老事業、結婚50年記念品は今後も続けるべきであるとの意見がありました。

市民担当所管では、効率的な住民サービスの向上のため、住民票、印鑑証明の自動交付機導入を検討してほしいという要望。

生活環境担当では、動植物の保護については、那須塩原市の資源であるので個人所有であっても市はきちんと理解を得る努力をすべきである。また、動植物保護の冊子、パンフレットなどを発行することで、自然環境の豊かさをどう守っていくべきかの啓発、啓蒙になる。固有財産として、この地域は大事にしていくべきであるとの要望がそれぞれありました。

次に、第3分科会では4つの要望がありました。

まず、農務課所管で、町中の桜木などに毛虫が非常に多く発生しているの、市民に対し、広報等で注意の喚起、対応等について周知を願いたいという要望。

観光担当課所管で、板室温泉グリーングリーンは、特に洗い場が少ない、お湯の出が悪い、お湯が熱過ぎるなどの声もあることから、改善策を講じられたい。また、グリーングリーの衛生管理に係る予算編成時に、レジオネラ菌の定期的な検査等を明確に位置づけ、実施されたい。板室温泉入り口一帯の整備計画を早急に策定し、未完となっている遊歩道等整備については国・県との調整を進められたいとの要望がそれぞれありました。

最後に、第4分科会ですが、都市計画課所管において、鳥野目河川公園については、市外利用者の割合が多いので、特に市民へのサービスをぜひ手厚くしてほしいとの要望がありました。

これらが各分科会における意見、要望等であります。

以上で決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成16年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、認定第1号 平成16年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

16年度黒磯市一般会計の当初予算説明時には、黒磯の財政状況は、歳入の根幹をなす市税収入は依然として平成五、六年レベルにあり、地方交付税も減収が見込まれるなど一般財源が減少し、一方で扶助費や公債費といった義務的経費が膨らむ等、硬直化の傾向があらわれてきていますと言い、教育環境の整備充実や少子高齢社会に向けた社会福祉の充実など、市民生活に密着した行政需要はますます大きくなっていますと言っていました。

このような状態の中、地方債依存も依然として改善されず、地方債残高は、土木債を除いた普通債は年々減少していますが、土木債残高のみふえ続けてきました。合併協議の場で黒磯市は借金が多いと言われるゆえんです。

本来なら、合併する、しないにかかわらず、健全な行政を目指して事務事業そのものを目的から見直し、その目的を成果指標という形で表現し、費用対効果の評価を行い、目標管理をしていこうとする事業評価システムを導入して、抜本的改革を目指すべきでしたが、平成15年度から事業評価システムの構築に取り組むことを表明しながら、取り組むことを表明しただけで、市は合併特需を

当てにして、相変わらず事業の見直しをしたようには思えませんでした。

那須塩原市に黒磯市の土木偏重体質を引き継がないためにも、この認定第1号 平成16年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定については反対いたします。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成16年度黒磯市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 認定第2号 平成16年度黒磯市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

平成16年度黒磯市国民健康保険特別会計当初予算は、40%の値上げとなる中間所得層の大きな負担の上に成り立ち、中には15万円を超える負担増となる世帯も出る状況で、逆に所得の高い層の人は限度額が据え置かれているため、数%の税率アップで数万円の値上げで済むといったアンバランスな状態でした。

不景気による倒産などで他の保険組合から国保に移る人が多いことなど、健康保険制度のしわ寄せを一手に受けている現状を考慮して、せめて滞納者分の保険税程度を一般会計から繰り入れるこ

とで大幅値上げを緩和することを求めました。

当初予算では、収納率を86%としていましたから、86%の人が14%の滞納者の分まで知らずに払うことになっていました。その額が3億円を超えます。中間所得層が負担が大きくなるのも、こういうようなことからでした。このような状態では、国保制度は制度として成り立っているとは言えません。滞納分の保険税を正直に納税している86%の人に上乘せするのではなく、滞納者分を一般会計から繰り出すことを求めました。

そのとき、20億余りの下水道会計では、雨水処理に係る繰り入れを除いて一般会計からの基準外繰り入れを2億3,000万ほどしていました。国保だけ一般会計から繰り入れを認めない理由はないはずです。でも、一般会計からの繰り入れは拒否されました。その結果、国保税の大幅値上げが決まりました。

それから3か月後の6月議会で、大幅に上げた国保税率を適用することなく引き下げる提案がされたのです。財政調整交付金の見込み違いにより大きな余剰金が出てしまうことから、保険税の引き下げをすることでした。予想以上の調整交付金が入ったことが原因で改正をするのですから、取り崩してしまった基金に回す以外はできる限り保険税の引き下げの財源に充てるべきだったのですが、なぜかそのとき、当初予算の段階で見込んだ額より医療給付費を根拠もなく増額しました。医療給付費を当初の段階で見込まれる額より大きく組むことは、国庫支出金、国保税と連動してしまうことから、根拠もなくすべきではないのですけれども、行ってしまいました。当初予算できちんと医療費の見込みを算定していたのであれば、3か月後に補正で国保給付費を増額しなくてはならない事態は起きないはずです。

今回の決算を見ますと、当初予算の保険給付額

を決算額は上回りませんでした。やはり、私が指摘したとおり、保険給付を増額する必要はなかったと思われます。根拠を明確にしないまま保険給付額の増額としてしまったことで、不公平とも思える大幅値上げと応能応益の割合の急激な変化を緩和しなかったことは問題です。

以上の理由から、認定第2号 平成16年度黒磯市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定には反対いたします。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成16年度黒磯市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの46件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号から認定第48号までの46件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第48号までの46件については原案のとおり認定されました。

—————◇—————

◎議員の派遣について

○議長（高久武男君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

まず、各常任委員会委員長から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました常任委員会視察研修実施計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これらを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

各常任委員長は、視察の結果を次の定例会において報告を願います。

次に、未来21代表の水戸滋君及び緑風会代表の相馬司君、並びに敬清会代表の平山英君及び一志会代表の阿部寿一君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これらを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時48分

○議長（高久武男君） 休憩前に戻り、会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（高久武男君） 追加議事日程第1号に入ります。



◎発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第1、発議第23号 国会等移転に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

20番、水戸滋君。

〔20番 水戸 滋君登壇〕

○20番（水戸 滋君） 発議第23号 国会等移転に関する特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

平成2年、国会決議以来、国会等移転の推進運動や受け入れ態勢整備のための調査研究が各地で立ち上げられて久しくなりますが、国で選定した移転有力候補地の一つとしての那須地域の火を消さないためにも、旧3市町議会あるいは本年1月1日合併した新市那須塩原市特例期間中においても設置を見たところでありますけれども、本議会における特別委員会の設置は重要であると思われ

ます。加えて、近年の日本各地の頻発する地震や自然災害に対する備えとしての災害対応力の強化や、犯罪、テロ等大都市の有事の際の危機管理バックアップ機能の充実強化を図ることは喫緊の課題であります。

以上のような点から、国会等移転に関して、我



が地域である栃木・福島地域の有利性、利便性を多くの角度から調査研究するために、8名の委員をもって構成する国会等移転に関する特別委員会を設置するものであります。

また、特別委員会の名称でありますけれども、本市を含めた旧16市町村による申し合わせ等の件もございます。

議員各位におかれましては、ただいまの趣旨をご理解の上、賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久です。

先日、議長より提案があつて、今、水戸議員のほうから提案理由が説明されました。

その中で、国会移転の具体的な位置、今までも議論されてきましたが、その那須塩原市ということではどの辺を考えているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 提案者、水戸議員。

○20番（水戸 滋君） 先ほど申し上げましたとおり、栃木・福島地域であります。那須塩原市全域であります。そうご理解いただきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） まず、特別委員会を設置する要件として、名称と構成する人数を明らかにする必要があります。それは、ここに明らかになっております。

具体的にどの事項を調査するか、調査目的と範囲を明確にする必要があります。そして、常任委員会との線引きをはっきりすることとされています。このところ、それに関して調査目的と範囲について、具体的にどのようなことをなさるつもりなのかお聞かせください。

それと、さらに、調査に要する経費の見込みをある程度考えていらっしゃるのかを聞かせてください。

それで、設置期間、ある程度の見通しがつけば廃止するというものだと思うんですけども、これはどのようなところでその期間を限るのかを聞かせてください。

○議長（高久武男君） 20番、水戸議員。

○20番（水戸 滋君） 調査内容でありますけれども、まず、この国会等移転という、まず国会から、先ほども申し上げたとおり、決定を見た事項であります。この事項、すなわち国会等移転の核となるべきところがこの那須塩原市であります。この那須塩原市においては、やはりその移転候補地の最有力中心となるべきところの議会でありますから、これは必ず必要であると、私はこういう認識のもとに今回提案したものであります。

なお、経費については、まだ考えておりません。ただ、この調査研究の中で、必要とあれば、これは請求はするものであります。

また、期間の設定でありますけれども、これは、当議会あるいは議員の任期中であります。結果として、これは結果でありますけれども、これは国会等が移転を見たときには終わりだと私は思っております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 付託案件という案件とするためには、調査目的と範囲を明確にする必要があるわけです。

この付託案件、あと今までの提案理由を聞いても、ここが国会等移転の適地であるということはおっしゃいますけれども、今さら改めて何を調査するのか、その調査する内容を聞かせてください。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋議員。

○20番（水戸 滋君） 調査内容でありますけれども、この地が国会等移転有力候補地の一番いい点をもっているということからして、やはりこのことを踏まえて、これはこの議会として必要であると、これが結論であります。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私は結論を聞いているのではなくて、新たにどんなことを調査するためにこの特別委員会を設置しているのだと聞いているんです。特別委員会はやたらに設置するものではありません。具体的にどういう目的があって設置するか、ただの誘致運動として設置するんですしたら、別に何とか期成同盟とかそのようなものでいいわけです。新たに調査する、その項目を聞かせてください。それが明らかになっていないならば、特別委員会を設置する必要がないと言っているんです。

もう一度聞かせてください。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 前段申し上げましたとおり、旧3市町議会あるいは新市特例期間中の国会等移転に関する特別委員会がありました。今回は、やはり挙げるといのは、これに継続性を持たせる、また、今回は災害対応、いわゆる危機管理というものをしっかり調査していく、これが必要でないかと思います。そのためのバックアップ機能でありますので、その辺のところを十分ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時00分

○議長（高久武男君） 会議を再開いたします。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

発議23号に対する反対討論です。

災害が多い今般、国会のバックアップ機能を持たせる意味からも、那須塩原市に特別委員会の設置をとという提案ですが、国会移転等に関する問題は、バックアップ機能についても、この那須塩原地域、塩原関谷には断層が走っており、バックアップ機能としては、地域として余り適さないと思います。国会移転に関する議題の多くは、議論や批判の末に、既に決着がついたあかしとして首相官邸が新築されたものと理解してきました。那須塩原市は、実現の見えない60兆円のむだ遣いとも言われるこの問題にいつまでもかかわることなく、新たな道を選択した自治体となるよう提案して、本案に反対するものです。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 発議第23号 国会等移転に関する特別委員会の設置について反対いたします。

今年の1月の合併後の臨時議会で、国会等移転に関する特別委員会の設置について、そのときも私は反対しました。それは、国の特別委員会で論議することがなくなり、衆参両院の国会等移転特別委員会が、国会、省庁など首都機能の移転問題

を衆参両院だけが新たに設けた国会等の移転に関する政党間両院協議会で論議を継続するよう要請し、結論を棚上げする中間報告の形をとり、事実上移転候補地の絞り込みを断念したからです。

そこで、今年初めに、衆参両院の国会等の移転に関する政党間両院協議会では、危機管理に限定した国会移転論議を始めるとのことでした。しかし、今回の総選挙では議員の入れかわりもあり、さらに国会移転論議は後退することでしょう。既に首相官邸も新築され、各省庁のビルも次々に新築・改築がなされ、霞ヶ関の官庁街もきれいになりました。

こうした現状を考えますと、政府、国会も本気で国会を一括して移転させる気はないのでしょうか。ですから、危機管理に限定した国会の優先移転とは、国会等の一括移転ではなく、国会議事堂のみの緊急避難しか考えていないと言えます。だから、既存の京都国際会議場などが緊急避難先としてバックアップ機能の候補に挙がるのではないのでしょうか。つまり、国会等の一括移転はなく、国会議事堂のみの緊急避難なら、利便性のある場所、施設で十分で、栃木・福島などという広範囲な場所でもよいのです。もちろん、那須地区全域で誘致をするようなものでもなくなっています。

今までに、候補地の地方議会と国会議員が我田引水の誘致活動をした結果が、今の状況です。1月の臨時議会でも、このような状態で、この場に及んで那須塩原市が国会等移転に関する特別委員会を設置して、何をするのでしょうかとお聞きしました。今回は、さらに設置する意味が私には理解できません。

議会の議決により付議された事件を重点審議するために臨時的に設置されるのが特別委員会です。この点をお忘れなく。今さら何か集中的に調査したい事項があるのでしょうか。1月の臨時議会で

も言いましたが、付託案件にある栃木・福島地域への国会移転を推進するための表現は、調査目的というより誘致運動そのものに使う表現です。また、市や関係団体と連携を図りながら、国等からの情報を収集して対応を検討するというのでは、付託案件には不十分です。特別委員会では、何を調査し、何に対して結論を出すのでしょうか。議決機関である特別委員会は、付託された重要な事件について調査するためのものです。市や関係団体と連携する筋合いのものではありません。設置期間も議会对応の結果が得られるまでの間とあいまいです。

このような運用は、特別委員会の運用として不適切です。もう国会等の一括移転はないと考えたほうがいいと思います。ですから、国会等移転に関する特別委員会の設置は無意味です。無意味だけでなく、特別委員会として設置する理由が、何遍も言うようですけれども、ないのではないのでしょうか。1月に設置した国会等移転推進特別委員会は、県の職員を講師に国や県の動向を聞いただけで、調査と言えるものではありませんでした。国だけでなく、県にも国会等移転に関した特別委員会はありませぬから、講師となった県職員からの話もこれといった真新しい内容もなく、呼ばれた講師もさぞかし困ったことでしょう。

このようなことのために特別委員会を設置するまでもありません。今回の特別委員会設置も同様に、調査目的もなく、トーンダウンした国会等移転誘致のためとなっています。このような運用は、特別委員会の運用としては不適切と言わねばなりません。つまり、自治法第110条の規定の乱用です。

よって、国会等移転に関する特別委員会の設置に反対いたします。

○議長（高久武男君） ほかに。

31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 発議第23号 国会等移転に関する特別委員会の設置について賛成をする立場で討論申し上げます。

先ほどの提案理由の中でもございましたように、国会等移転は東京の一極集中あるいはその是正や災害対応力の強化など、こうした目的の中でこの問題が大きくクローズアップされ、平成2年の衆参両院において国会等の移転に関する決議がなされ、さらに平成4年の国会等の移転に関する法律も踏まえて、全国的な動きが出てきたという経過があるわけであります。

この那須地域、栃木あるいは福島等におきましても、そうしたものを含めて大きな夢と希望を持ち、「那須に国会を」という共通テーマの中で地域の方々が大きな関心を持ってきたところであります。

これを踏まえて、塩那3地区塩谷、南那須、北那須の議会16市町村が、平成9年10月に国会等移転の特別委員会連絡会を発足をいたしました。また、その前の月、16市町村の議長会が推進協議会をつくりまして、この国会等移転の問題について共通の課題として塩那台地16市町村の議員活動として取り上げてきたわけであります。

その後、この時代におきましては、特に阪神・淡路大震災が発生をいたしまして、急激なこの移転問題のクローズアップがあったわけでありますが、その後、国会等におきましても七転八転、あるいは検討会においてもそうした経過はあったわけでありますが、塩那3地区の議長会推進協議会、さらには塩那3地区の国会等の特別委員会委員長連絡会におきましては、それぞれの地域の将来性に大きな期待を持つと同時に、当時言われておりましたクラスター方式に対する期待というのもの

もちろんありました。

そうした中で誘致運動が展開され、あるいはまた、研究検討も進められてきたわけでありますが、その3か所が1か所に絞り切れないという経過もございまして、現在では両院議員間の協議会が組織をされまして、国会の中では遅々として進まないようには見えますけれども、国会議員等のお話を聞きますと、これから国会等移転という大きな動きじゃなくて、バックアップシステムとしての機能を確立することは非常に重要な役割を持っている。ましてや我が国は全国的に活断層を持ち、地震の多い国であります。今、一極集中をしている東京に大災害が発生したらどうするか、こういうようなことも非常に大きな問題の一つとして、この国会等移転が全国的な話題となり、あるいはまた、3か所の誘致運動、これらも活発化してきておったところであります。

確かに、現在、何をやるのかということでありますが、我々の議会16市町村——現在は13でありますけれども——その共通課題は、「那須に国会を」という大きな夢と希望、そしてそれに基づいて地域の活性化や、あるいはまた地域づくりの一つの大きな目安として議会活動として取り組んでいこうと、そしてさらには、塩那3地区の特別委員会、あるいはまた議長の推進協議会等においても、この問題については火を消さない、いつまでもこれらが実現するまで火を消さないで、みんながこの那須野が原の将来の発展を請い願うものとして取り組んでいこうではないかということが、申し合わせとしてなされておるわけであります。

今回、4月の改選以降、本議会におきましては、特別委員会の設置がなされないまま今日に来たわけでありますが、ここに来てこの議会の中でその組織をとすることは、2つの理由があるわけであります。

そのうちの1つは、推進協議会、つまり那須地域国会等移転の推進協議会、これは議長会がつくっておるものであります。と同時に、那須地域国会等移転特別委員会の定例総会を、毎年7月に開催をいたしております。これが、組織ができないためにおくれてしまっている。現在のところは、合併以来13市町村であります、13のうちの12の市町村では国会等移転の特別委員会が組織をされて、本市だけができないでいると、こういう状況でありますので、今回のこの9月議会にぜひとも議員の皆様方のご理解をいただき、今後の那須の将来の展望、そして「那須に国会を」という共通した願い、これらを実現するためには、議員活動として当然平成8年以来今日まで継続をしてそれぞれの市町村のご理解をいただいて組織をつくり、あるいはまた、研究検討会、講演会等を開きながら16市町村の議会のまとまりを持ってきたと、そういう経過がございまして、ぜひともこの9月の議会の中で議員各位のご理解をいただいて、「那須に国会を」の最も中心地であります那須塩原市の議会が、この特別委員会を設置するということのご決議をいただきたいということで今回提案され、また、ぜひともそうあってほしいということで、私は賛成討論をするものであります。

終わります。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたしました。

これより採決いたします。

発議第23号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、発議第23号については原案のとおり決しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 零時59分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

国会等移転に関する特別委員会委員8名については、各常任委員会から2名とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員8名については、各常任委員会から2名と決めます。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員の推薦をお願いいたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時06分

○議長（高久武男君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（高久武男君） 次に、追加議事日程第2号に入ります。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時15分

◇

◎発議第25号の上程、選任

○議長（高久武男君） 日程第1、発議第25号 国会等移転に関する特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

国会等移転に関する特別委員会委員の指名については、那須塩原市議会委員会条例第7条の規定により議長が指名することになっておりますので、規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読をさせます。

○議会事務局長（渡部義美君） 朗読します。

総務教育常任委員会から、1番、岡本真芳議員、23番、若松東征議員、福祉環境常任委員会から、14番、玉野宏議員、20番、水戸滋議員、産業観光常任委員会から、21番、山本はるひ議員、31番、松原勇議員、建設水道常任委員会から、2番、岡部瑞穂議員、18番、君島一郎議員。

以上です。

○議長（高久武男君） ただいまの朗読のとおり、国会等移転に関する特別委員会委員を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8名の諸君を国会等移転に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま選任されました国会等移転に関する特別委員会委員は、第3委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◇

◎議報第8号の報告

○議長（高久武男君） 日程第2、議報第8号 国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委員長については、那須塩原市議会委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり互選されたので報告をいたします。

国会等移転に関する特別委員会委員長に松原勇君、特別委員会副委員長に水戸滋君。

以上のとおりであります。

◇

◎発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、追加議事日程第1号に戻ります。

日程第2、発議第24号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

18番、君島一郎君。

〔18番 君島一郎君登壇〕

○18番（君島一郎君） それでは、発議第24号道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

地方における道路は、地域経済の発展や住民の生活向上に欠くことのできない社会基盤であり、住民からの要望や議員各位の市政一般質問でもたびたび取り上げられるほど要望の多いものであります。

特に、本市は、本年1月1日に1市2町が合併をし、592.82km<sup>2</sup>と県内最大の面積の上、山間部を抱え、急峻な地形で地盤が脆弱なところが多く、特に国道400号は土砂流出等の災害が発生しやすく、雨量が200mmを超えると通行どめになってしまいます。新市の一体的なまちづくりを進める上で、新市建設計画に基づく道路整備は、最重要な事業であります。これら住民の要望にこたえるため、地方の道路財源の確保をするとともに、地方財政の充実を図るため、国に対し意見書を提出するものです。

議員各位におかれまして、当委員会の決定どおりご賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久です。

ただいまの発議なんですが、市長のほうの要望1号には、「道路特定財源」というような表現が入っております。これが、ただいまの発議には「特定財源」の「特定」が外されております。ほかの自治体等も、意見書等出しているのはほとんどが「特定財源」というような形で出されております。この「特定」の2文字を外した理由はということなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 「特定財源」という表現をしませんで、「道路整備財源の確保」という表現に変えましたのは、高久議員もご存じのとおり、

道路特定財源というのは間もなく国のほうでも見直し等が行われる計画になっております。地方におきまして、その道路の財源、特定財源に偏ることなく、地方道路整備に関する財源を確保していただきたいと、こういう意味合いから「特定」という言葉を省かせていただきました。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 国交省は、国道などの整備においては評価システムを導入するということで、限られた予算を効果的に使うということ余儀なくされていますけれども、今回のこの意見書を見まして、本当に必要なものを必要な予算をつけるということで、こういう形の意見書じゃなくて、本当に生活道路として必要なところについての道路整備というものを考えていったほうが私はいいいというふうに思うんですけども、このような意見書の文案になった背景をちょっと聞かせてください。

○議長（高久武男君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） こういう表現にあらわさせていただきましたのは、必ずしも生活道路の整備だけというものの考え方ではなく、国・県道を含めた道路の中の整備をしていただきたいという意味合いも含めまして、地方財源という中で、国・県道も含め整備をしていただきたいというふうなための財源を確保していただきたいという意味合いで表現をさせていただいたところでございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私、ちょっと聞きましたところ、この意見書が、今まで道路特定財源をそのまま維持するようにとかということを出してきた時代があったかと思うんですけども、もうそれも時代の流れとしては、そういうものを何が

何でも守らなければならないということには、国交省もなくなってなくなったからだと思うんですけども、今回のこれが出てきたということは、市長のほうから出てきましたけれども、もともと、いつもそうなんですけれども、執行機関からこういう意見書を出してくださいということで出てくるわけですけども、今回お聞きしたのは、どのような背景があって市長のほうから意見書を出してくれと言ってきたのか、その具体的な部分のところは委員会の中で論議されていますか。

私が聞くところによると、栃木県にはいろいろな期成同盟が、黒磯なんかだと田島線の期成同盟があると思いますし、400号の早期実現のための期成同盟とか、そういうところの首長のところの会のところから出てきたというふうに聞いているんですけども、要請を受けて出そうと思うまでのところの経過で、別に疑義があった方とかというのは全然なかったわけですね。もう少しこれからの、それこそ地方分権の時代にマッチしたような道路行政を行うために、こういう国に今までのような形のおねだり的なものをするのではなくて、もっと抜本的に、市町村で道路をつくる時は優先順位はどういうふうにしたらいいのかとかいうことを考えて、その財源をきちんと手当てしなさいとかというような、もう少し意見書を出すということになったときに、深めた論議というのはなかったんですか。

それと、あと、この文面は実際にはたたき台としては執行機関が出してきたたたき台をどのように、どのような部分のところを委員会の中で強調したとか削ったとかということがもしありましたら、聞かせてください。

○議長（高久武男君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） まず、1点目につきましては、おねだり的というふうな表現がされており

ますけれども、現在、那須塩原市の市の財源だけで賄うことは、道路整備につきましては大変難しい状況にあります。当然、現在国のほうであります補助金、交付金関係の事業等々取り入れながら、市の財源の負担を軽減していかなければ整備がなかなか進まないという状況にありますので、そういう意味合いでこの意見書は出させてもらうような形をとらせていただいております。

また、これのたたき台といいますか、執行部側のほうから出されたものではなく、また、新たに私どものほうで——私どもといいますか、私と議会事務局のほうで中身をちょっと検討させていただいた上で、こういう形のを委員会のほうへ提出し、委員会の中で了解を得たというような経過でございます。

また、こういうものを出すに当たりまして、執行部といいますか、市長のほうから要望書が出た背景につきましては、私どものほうの委員会の中におきましては、その辺については全く審議されていない状況ですので、お答えはできないということでございます。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について反対討論いたします。

国土交通省は、国道などの整備効果をわかりやすく示し、優先すべき事業の選択などに役立てる



ねらいで評価システムを道路行政に組み込み、限られた予算を効果的に使うことを余儀なくされています。これは、道路予算は既に聖域でなくなったことをあらわしているのだと思います。

悪化した財政状況下では、限られた予算を効率的に効果的にバランスよく使わなくてはなりません。その上、急激に襲ってきた少子高齢化社会への対応、深刻化する環境問題、将来への保障が揺らいできた年金、悪化の一途をたどる医療保険と、今国が早急に取り組みなくてはならない重要課題が数多くあります。道路分野のみ手厚くすることは不可能になってきております。

そのような現状から、三位一体改革の推進において国庫補助負担金、地方交付税の廃止・見直しがなされてきていますが、総論賛成、各論反対の地方、仕事は地方に移譲しても財源を離したがない国の官僚、族議員などで、三位一体改革もゆがんだ内容になっております。

さて、今回の道路整備財源の確保に関する意見書では、合併後の新市の一体的なまちづくりを進める上で、新市建設計画に基づく道路整備は欠くことができない重要な事業と述べて、このような実情を十分認識して財源を確保するとともに、地方財政の充実を図られるよう強く要望いたしますと締めております。でも、那須塩原市の新市建設計画では、合併で新たに具体的に計画されたものの多くが道路整備計画であるように私には感じられました。その財源は合併特例債です。今回の要望では、合併特例債で足りなくて、この上どのような財源を要望しているのか、私には理解できません。今まで県内の自治体は、議会で道路整備予算の確保の意見書を出させていました。この意見書を出す背景には、中央依存体質の栃木県の体質も大きいかと思えます。

自治意識の強い北海道のニセコ町に、私は前の

ときもそうですけれども、問い合わせをしてみました。執行機関からこのような意見書の提出を求める要望はないそうで、近隣の市町村でも聞いたことがないそうです。やはり、自治意識の低い、地方分権にはほど遠い栃木県ほど、こういった形の意見書を出させているのではないのでしょうか。なぜ、いつも道路整備財源の確保なのかと、私は疑問に感じます。道路整備予算だけ確保するようにと意見書を出すことは、とても不自然です。

地方議会は、道路整備予算を確保することだけ積極的になるのではなく、緊急課題の少子高齢社会対策や障害者支援制度、医療費保険制度、年金制度が市民の安全を保障するような制度となるよう要求する議会であってほしいです。道路課関係だけでなく、各所管、本当に必要なものを議会のほうに要求するということも必要ではないでしょうか。バックアップを道路課だけが願ってくるというのは不自然です。

以上の理由で、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、反対いたします。

○議長（高久武男君） 17番、中村芳隆君。

〔17番 中村芳隆君登壇〕

○17番（中村芳隆君） 発議第24号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、賛成の討論を行います。

道路は、豊かな生活の実現と均衡のある国土の発展を図るための最も基本的な施設であり、その整備には地域住民の極めて強い期待が寄せられており、等しく切望するところであります。新しい時代、21世紀に入り、真に豊かで活力にあふれる個性豊かな輝く地域社会を創造するためには、道路網の確立は必要不可欠であります。

那須塩原市におきましても、過日行われました市政懇談会において、道路の整備に関する要望は数多く出されたところでございます。また、市民

アンケートにおいても、道路の整備の満足度は低く、逆に重要度は高いという結果が出ております。

当市の道路整備の状況は、すれ違いのできない狭い道路、落石や土砂災害の危険が高い道路、歩道がなく、自転車・歩行者が危険にさらされている道路等が数多くあり、まだまだ遅れを感じざるを得ません。

今後、整備を進め、市民が安心・安全に、そして快適に日常生活を送ることができるようにしていかねばならない箇所がたくさんございます。また、広大な新市の立体的なまちづくりにおいて、都市計画道路、都市環状道路、主要幹線道路等の整備は、機能的で暮らしやすい、魅力ある町や地域をつくる上で欠かすことができないものであります。

よって、本案の道路整備財源の確保に関する意見書の提出について賛成するものであります。議員各位におかれましては、本旨をご理解いただきましてご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

道路整備財源の確保に関する意見書の提出についての反対討論です。

私たち日本共産党は、生活道路の拡充については否定する立場ではありません。先ほどの説明に、生活道路だけではない道路整備財源の確保という説明がありました。国の財政難を理由にした、三位一体改革と称して国庫補助負担金のカット、地方交付税の削減を押しつけ、地方財政を危機に導くやり方は認められません。財政難を本当に解決しようとするならば、税金の集め方と使い方にメスを入れるべきです。大企業には応分の負担を求め、社会的責任を果たしてもらおうこと、むだをな

くし、歳出を極力抑えることが重要です。老人や障害者に対する社会保障が削減され、負担を強いる中、下塩原バイパス早期整備に至っては、本市にとっても大きな財政負担とならざるを得ません。

私たち日本共産党は、3市町合併以前から合併特例債を使って塩原にもう一本道路をつくることは、新たな財政難をつくり出すむだ遣いとして、この計画に反対してきました。

よって、発議第24号に反対するものです。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番（菊地弘明君） 発議24号について賛成討論をいたします。

市の財政は、大変厳しいものがございます。しかしながら、市民の要望というものは、道路に対して非常にたくさんあるわけでございます。私たちの4月の市議会議員の選挙、また、市政懇談会、また、市政に対する一般質問等においても、道路に対する要望はたくさん出ているわけでございます。また、市民アンケートにおきましても、市民の方が最優先に取り組むべき課題として、18歳から19歳の年齢においては、道路の整備がトップになっているわけでございます。また、各年齢層においても、道路の整備というものは非常に出てくるわけでございます。

そういう中で、9月17日、那須町において、「とちぎ元気フォーラム in 那須」、その県知事と県民との話し合いがあったわけでございます。この中においても、県民の要望というものは、道路の整備に対しまして非常にたくさんあったわけでございます。知事の答弁の中にも、この道路の整備については全部お答えしたいが、やはり財源がないので、優先課題を決めて、そして順次行っていくという発言でございました。やはり、市の財政が厳しい中で、市単独ではできない現状であ

りますので、国のほうに補助金や交付金を求める  
ということは当然のことであるというふうに私は  
考えております。それによって、市民の生活が活  
性化される、私はそう信じているわけでございま  
す。

そういうことにおきまして、今回の発議24号に  
は賛成をするところでございます。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、討論を  
終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第24号については、原案のとおり決するこ  
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、発議第24号については原案のとおり決  
しました。

◇

## ◎報告第24号及び報告第25号

### の報告

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第3、報告第24号 専決処分の報告につい  
て及び日程第4、報告第25号 専決処分の報告に  
ついての2件を一括議題としたいと思いますが、  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第24号及び報告第25号の2件を一  
括議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告24号、25号  
につきまして、一括ご報告申し上げます。

報告第24号につきましては、地方自治法の規定  
に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について  
専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げる  
ものであります。

本案件は、平成17年6月15日、宇都宮市一の沢  
2丁目地内で発生した人身事故に関し、損害賠償  
の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、会議のため公用車  
で出張途中、公用車とオートバイが接触し、転倒  
したオートバイが対向車線路肩に駐車中の軽自動  
車に衝突したものであり、オートバイを運転中の  
相手方が負傷、また、オートバイの一部を損傷し  
たものであります。

両者協議の結果、市側95%、相手方5%の過失  
割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金  
50万5,623円を支払い、今後この件に関して双方  
決して異議を申し立てないことで和解が成立いた  
しました。

引き続き、職員に対しまして事故防止の推進と  
交通安全の指導を徹底してまいりますので、よろ  
しくお願い申し上げます。

次に、報告第25号につきましては、地方自治法  
の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に  
ついて専決処分をいたしましたので、ご報告申し  
上げるものであります。

本案件は、平成17年8月12日、接骨木地内の市  
道上で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償  
の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、折からの大雨によ  
り、市道上のマンホールふたが水圧により噴き  
上がり、ずれたところへ走行中の車両の左前輪が

落ち、その一部を損傷したものであります。

両者協議の結果、市側80%、相手方20%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金15万7,835円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

道路管理につきましては、引き続き安全を確保すべくパトロール等に留意してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

◇

◎議案第106号及び議案第107

号の上程、説明、質疑、討論、  
採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第5、議案第106号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）及び日程第6、議案第107号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたしたいと思ひますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号及び議案第107号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第106号と議案第107号につきまして、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第106号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明

を申し上げます。

今回の補正は、9月補正予算処理後に生じ、緊急に対応すべき事項について必要な経費を計上するものであります。

歳入につきましては、15款県支出金の農業費補助金にバイオマスの環づくり事業費補助金50万円を計上し、一方、歳出には、4款衛生費では、特別会計の板室本村簡易水道事業で発生いたしました送水管漏水修理に要する経費として、特別会計に対する繰出金を860万円計上いたします。

また、6款農林水産業費には、那須野が原土地改良区連合が事業主体となり実施する予定のバイオガスプラントから生じる消化液を肥料として活用するための効果測定事業に対する補助金として50万円を計上します。

さらに、10款教育費には、8月3日の落雷で使用不能となりました西公民館の空調設備の交換経費として570万円を計上いたします。

これらの事業に必要な経費は、全体で1,480万円となりますが、歳入補正額50万円に対し、1,430万円の差が生じますので、予備費を同額減額することで、歳出の補正額を歳入同額とするものであります。

このことで、平成17年度的那須塩原市一般会計歳入歳出予算の総額は390億8,700万2,000円となります。

続きまして、議案第107号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

一般会計の補正で申し上げましたが、県道中塩原板室那須線の乙女橋に添架してあります送水管に漏水が発生をいたしました。早急な対応が必要となりますので、歳出1款の水道事業費に施設の復旧に要する修繕料810万円と、その設計のための経費50万円、合わせて860万円を追加補正する

ものであります。

なお、この財源につきましては、全額一般会計からの繰入金により対応したところであります。

これら2件の補正予算につきましては、いずれも9月補正予算整理後に生じた事項で、緊急対応が必要と判断し、今回追加補正させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上で説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 10番、平山です。

議案第106号の資料の中から、歳出に、落雷で使用不能となった西公民館の空調設備の交換経費が570万ほど計上されておりますが、当然、保険には入っていると思うんですけども、落雷のためというふうになっているので、保険の対象となる金額がどのくらいなのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） この予算額全部ではございませんで、一部保険で適用がなされる部分もあるということでございます。

以上、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号及び議案第107号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

#### ◎発言の訂正

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 訂正をさせていただきます。

先ほど、報告第24号のご説明の中で、相手方に損害賠償金を支払った額につきまして、50万5,623円と申し上げましたが、51万6,321円の誤りでございます。

大変失礼いたしました。

◇

#### ◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で平成17年第6回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成17年第6回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から本日までの25日間にわたりま

す会期中で、提案を申しあげました案件につきまして慎重に審議を尽くしていただき、さらには本日提案いたしました追加議案も含めて原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

なお、審議の過程や会派代表質問、そして市政一般質問の場において議員各位よりいただきましたご意見等につきましては、今後の市政運営に反映してまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、季節はまさに実りの秋を迎えましたが、当市の基幹産業である農業の稲作においては、8月中旬の県の作柄概況では、北部においては「やや良」で、台風などの災害が非常に心配されましたが、きょうまで大きな被害もなく、まずまずの収穫が得られる見込みであるということで一安心をいたしておるところでございます。

これから年末に向けまして、那須野巻狩まつりや西那須野産業文化祭など、市民参加によるさまざまなイベントが計画されておりますが、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原市」にふさわしい事業を実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。第6回那須塩原市議会定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 市長からのあいさつが終わりました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る9月2日から25日間にわたり開会されました平成17年第6回那須塩原市議会定例会は、提出

されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力、心から御礼申し上げるものでございます。

執行部におかれましても、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますように要望するところでございます。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時53分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成17年9月26日

議 長 高 久 武 男

署 名 議 員 磯 飛 清

署 名 議 員 東 泉 富 士 夫